



発行所 ☎730 - 0012  
 広島市中区上八丁堀8番10号  
 建設業労働災害防止協会広島県支部  
 発行人 伏見  
 TEL(082)228 - 8250  
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号  
 中外印刷株式会社  
 TEL(082)291 - 4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 12月号

## 広島労働局・建災防広島県支部合同パトロール 建設業年末年始労働災害防止強調期間に実施

平成25年度建設業年末年始労働災害防止強調期間（平成25年12月1日～平成26年1月15日）の始まった12月3日（火）、広島労働局からの要請のもと、広島労働局・建災防広島県支部合同パトロールを実施いたしましたので、速報いたします。

今回は、「広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業 建物除去・整地工事および施設建築物新築工事」の現場を見せていただきました。

当日は、広島労働局より水野労働局長をはじめ、船本健康安全課長、池原主任安全専門官、立石副主任安全専門官、建災防広島県支部からは、檜山副支部長、常任委員5名が参加いたしました。

広島合同庁舎における出発式の後、現場に移動。前田建設工業株式会社中国支店の方から工事概要等の説明を受けた後、パトロールを行いました。

施工完了までの無事故・無災害を心より祈念いたします。



出発式風景



現場風景

最後になりましたが、この度のパトロールにご参加いただきました広島労働局長をはじめ幹部の皆様方、快くご協力いただいた前田建設工業株式会社中国支店の皆様、また建災防広島県支部広島分会の皆様へ紙面をもちまして、厚くお礼申し上げます。

目次	次
広島労働局・建災防広島県支部合同パトロール ... 1	労働災害発生状況 ..... 6
広島県木造家屋等低層住宅建築工事 安全対策協議会開催 ..... 2	災害事例 ..... 7
社会保険への加入を徹底しましょう！ ..... 3	講習・行事コーナー (平成25年12月～平成26年3月) ..... 8

# 広島県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会開催

去る11月19日、広島合同庁舎会議室において、本年度の広島県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会を開催いたしました。

会議には特別委員として広島労働局健康安全課長、副主任安全専門官、広島県土木局建築課建築指導グループ主査、委員として木造家屋等低層住宅建築関係団体等から8名の方々にご参集いただきました。

今回は「木造家屋等低層住宅建築工事における災害発生状況」、「広島県における労働災害発生状況」、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」等について、広島労働局からご説明を受けたのち議題にはいり、今後の協議会規約、活動計画などについて活発に話し合いました。

今後の活動といたしましては、各団体等での活動事例等の情報をいただき、より効果的な協議会の運営を図ってまいります。

事務局としては、今後もこの協議会を維持し、当支部会員の皆様はもちろんのこと、県内の低層住宅建築工事に携わっていらっしゃる皆様に情報の提供等を図り、労働災害防止の一助になればと願っております。

是非、当支部会報「建災防広島」、当支部ホームページ等をご参照いただきたいと思います。

資料等をお探しの方、ご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。

どうぞ皆様ご安全に！

### 木造家屋等の建築工事現場で働く皆さんへ！

毎日の安全作業ご苦労様です。  
建設業における労働災害は長期的には減少傾向にありますが、低層住宅建築工事の建築工事全体に占める労働災害の割合は高く、減少していません。  
死亡災害の8割は墜落災害によるもので、7割が建て方作業や屋根作業の時に発生しています。又機械工具による災害、熱中症・石綿・粉じん等の取り扱い強による健康障害も発生しています。  
このような労働災害を防ぐため、次のような対策をお願いします。

**広島労働局**  
広島県都市局建築課  
広島県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

**有資格者等確認票**

区分	種別	氏名	所属
木造建築物の組立て作業主任者	技能講習		
足場の組立て等作業主任者	技能講習		
種別別シフト作業主任者(11名未満)	技能講習		
〃(11名未満)	技能講習		
〃(11名未満)	技能講習		
足かけ業務作業主任者(11以上)	技能講習		
〃(11名未満)	技能講習		
自由研習シフト作業主任者(11名未満)	技能講習		
〃(11名未満)	技能講習		
骨上げ機(フォーク)の運転	技能講習		

現場の見やすいところに掲示する

**作業服装、保護具の確認をしましょう**

作業現場に入ったから必ず着る  
・あごひきは必ずきちんと着る  
安全帯のベルトは必ず着るのし  
上は作業現場に貼る  
作業現場に入ったから必ず着る  
作業現場に入ったから必ず着る  
作業現場に入ったから必ず着る

**工事着手前には、ミーティングを行い、お互いに安全作業方法を確認しましょう**

監督・保護員  
手元・高所  
安全帯の着脱

**危険予知活動、安全施工サイクル運動を実施しましょう**

KYK(危険予知活動)  
作業現場の危険を事前に発見し、その危険を回避すること  
作業現場の危険を事前に発見し、その危険を回避すること  
作業現場の危険を事前に発見し、その危険を回避すること

### 建て方作業は足場先行工法で行いましょう

足場からの墜落防止手すりの例  
30を越える場合は安全ネットを設置する

建物内部への墜落防止のため上部作業に先行して床を張るか、安全ネットを設置しましょう

### 足場からの乗り出し作業や、床の端部、開口部付近での墜落の恐れのある作業では、安全帯を使用しましょう

高さ2m以上の高所作業では、幅40以上の作業床及び手すりが必要(手すりを作らず、手すりが確保できないときは、安全ネット又は安全帯を使用しましょう)

作業開始前に確認せよ  
・作業開始前に確認せよ  
・作業開始前に確認せよ  
・作業開始前に確認せよ

電動工具等の取り扱い上の注意  
・作業開始前に確認せよ  
・作業開始前に確認せよ  
・作業開始前に確認せよ  
・作業開始前に確認せよ

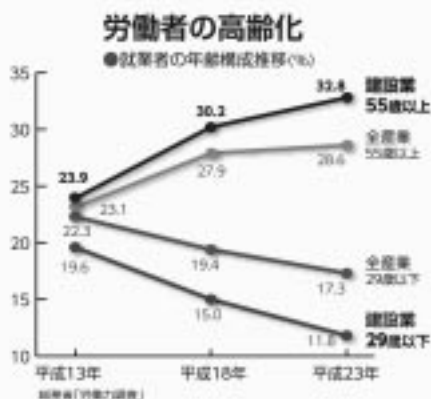
以上のごときは、労働安全衛生法や同規則に定められており違反をすと罰則規定が適用されますので注意して下さい。  
**事務局 / 建設業労働災害防止協会広島支部 (082) 228-8250**

# 社会保険への加入を徹底しましょう!

社会保険への加入は、法令上の義務です。

建設業では、若い人材が  
どんどん減っています。

「建設業=社会保険にすら入っていない業界」  
と思われ、若い人材が集まりません!



最低限の福利厚生(社会保険)を確保し、他産業に大きく劣る就労環境を改善しましょう。

未加入企業は不利になるおそれがあります。

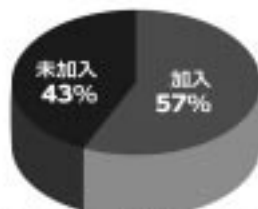
発注者には、法令違反の手助けとなる未加入企業への発注を慎むよう要請されています。

●未加入の下請企業に発注する元請企業も同様です。

加入企業を認証する仕組みも実施予定です。

(例)  マーク

## 社会保険の加入状況



(注)平成23年10月調査：法令上の義務がある3保険への加入割合(調査対象：公共事業に携わった建設労働者)  
【参考】元請78%、1次55%、2次44%、3次下請以下44%

法令上の義務である社会保険加入を徹底しましょう。

## 自社と下請企業の社会保険加入を徹底しましょう。

1

まず、自社の労働者を社会保険に加入させて下さい。



2

元請企業は、下請企業(含、2次下請以下)に社会保険に入るよう指導して下さい。

下請への指導

協力会社に対しては…

- ◆加入しているかを定期的に把握しましょう。

下請企業に対しては…

- ◆下請契約の前に、加入しているか確認しましょう。
- ◆施工体制台帳や再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄<sup>※</sup>を利用して、2次以下の下請も含め、加入しているか確認しましょう。

※「施工体制台帳」と「再下請負通知書」の記載事項に、再下請負人の保険加入状況が追加されました。(建設業法施行規則の改正)

- 遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請けに選定しない取扱いとすべきです。

現場労働者に対しては…

- ◆工事現場に新規入場者を受け入れる際、作業員名簿の社会保険欄<sup>※</sup>を確認しましょう。

☆原則、労働者全員の加入が必要です。形式的には一人親方でも、実態として労働者と認められる場合は、一人親方とは扱われません。

※「作業員名簿」に被保険者番号記入欄が追加されました。(全建様式の改正)

- 遅くとも平成29年度以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は、現場入場を認めない取扱いとすべきです。

未加入の場合

早期の加入を指導して下さい

未加入の場合

適切な保険に加入させるよう下請を指導して下さい

(出典)国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月)  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)



「知ってもらうこと」が重要です。

協力会社組織も活用しながら、工事現場でのポスターの掲示、講習会等により、周知啓発に努めましょう。



## 建設労働者の保険加入に必要な 社会保険料(法定福利費)を確保しましょう。

### 法定福利費の確保は、保険加入の大前提です!

発注者から法定福利費を確保し、下請に適正に支払う必要があります。

#### 発注者に対しては…



下請労働者の法定福利費を含む金額の見積書を作成・提出して、法定福利費が確保された契約を結ぶよう、発注者に要請しましょう。

法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費です。  
「発注者-受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」では、「法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある」とされています。

【参考】建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)  
注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

国から、発注者団体に、法定福利費を見込んだ額で契約するよう通知されています。  
(国土交通省から元請団体等への通知、平成24年8月13日、<http://www.mlit.go.jp/common/000229422.pdf>)

公共工事では、法定福利費の会社負担分と本人負担分の両方が予定価格に算入されるようになりました。

#### 下請企業に対しては…

見積依頼時には、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等によって、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう依頼しましょう。

★元請側が見積依頼の様式や見積条件を決めている場合は、これを改正し、下請見積書に法定福利費を内訳明示するよう求めましょう。

下請企業との契約時には、下請見積書で内訳明示された法定福利費の額を尊重し、法定福利費を圧迫しないようにしましょう。

元請企業が、下請見積の法定福利費を尊重せず、一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

(国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」平成24年7月)



行政によるチェックが始まりました。

平成24年11月から、建設業の許可・更新時、経営事項審査(経審)時、そして事業所への立入検査時に加入状況を確認します。未加入の場合には加入指導が行われます。

未加入の場合  
指導に従わず

社会保険部局に通報され、強制加入措置を受けたり、状況によって建設業担当部局から監督処分を受けることがあります。

建設労働者が加入するべき社会保険等は？

株式会社など法人に勤めている労働者

個人経営の事業所に勤めている労働者

一人親方<sup>※2</sup>

常時使用する労働者が5人以上

常時使用する労働者が5人未満

雇用保険  
健康保険<sup>※1</sup>  
厚生年金保険

雇用保険  
国民健康保険<sup>※1</sup>  
国民年金

国民健康保険<sup>※1</sup>  
国民年金

※1：通称に国民健康保険組合(建設労保や全労土木建設労保等)に加入している場合は、健康保険(協会けんぽ)に加入する必要はありません。  
※2：形式上は請負のような形であっても、実態として労働者であると思われる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険に加入して下さい。

国土交通省「建設業の社会保険未加入対策」ポータルサイトはこちら

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000067.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000067.html)



平成24年・25年 建設業における事故の型別災害発生状況 (死傷病報告による)

広島労働局 (平成25年10月末日累計)

事故の型別	墜落	転落	転倒	激突	飛来	崩壊	激突	はね	切れ	踏み	高温・低温	有害物質	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成24年	(1) 76	31	9	24	6	(2) 14	(1) 29	28	1	5	2	1	2	10	12	1	(4) 251	
平成25年	(5) 98	21	16	31	8	(1) 31	31	4	(1) 6	0	(1) 1	1	(1) 1	5	11	1	(8) 272	

( )内は、死亡の内数

平成24年・25年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (死傷病報告による)

広島労働局 (平成25年10月末日累計)

監督署別	全 産 業								建 設 業								平成25年 建設業/全産業 (%)
	平成24年			平成25年			増減数	平成24年			平成25年			増減数			
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央	6	630	636	4	670	674	38	2	54	56	3	82	85	29	12.6		
呉	4	200	204	3	178	181	-23	1	33	34	1	24	25	-9	13.8		
福山	6	478	484	0	441	441	-43	1	51	52	0	43	43	-9	9.8		
三原	0	147	147	5	121	126	-21	0	16	16	3	16	19	3	15.1		
尾道	1	143	144	2	159	161	17	0	20	20	1	19	20	0	12.4		
三次	1	172	173	1	128	129	-44	0	31	31	0	17	17	-14	13.2		
広島北	2	235	237	3	235	238	1	0	19	19	0	39	39	20	16.4		
廿日市	0	205	205	0	204	204	-1	0	23	23	0	24	24	1	11.8		
合計	20	2,210	2,230	18	2,136	2,154	-76	4	247	251	8	264	272	21	12.6		